

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第17号

新潟県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県民会館条例施行規則（昭和42年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第10条関係）

設 備 品 名	使 用 料		備 考	
	単 位	金 額 (円)		
大ホール 舞台	映 写 ス ク リ ー ン	1 式	2,380	
	し や 幕	1 張	1,180	
	大 黒 幕	〃	1,180	
	暗 転 幕	〃	1,180	
	第 1 中 割 幕	〃	1,180	
	第 2 中 割 幕	〃	1,180	
	浅 黄 幕	〃	1,180	
	第 1 せり上げ装置	1 基	2,380	
	第 2 せり上げ装置	〃	2,380	
	ピアノせり上げ装置	〃	1,180	
	オーケストラせり上げ装置	〃	7,190	
	音 響 反 射 板	1 式	7,190	
	松 羽 目	〃	2,380	
	仮 設 花 道	〃	6,010	
	能 舞 台	〃	15,000	所作台を含まない。
	所 作 台	1 枚	420	
	つ り バ ト ン	1 本	240	
	平 台 (大)	1 台	420	
	キャスター付き平台 (小)	〃	420	
	キャスター付き平台 (中)	〃	770	
キャスター付き平台 (大)	〃	1,020		
バ レ エ 用 マ ッ ト	1 式	5,950		
演 台 (大)	1 卓	1,900	花台付き	
小ホール 舞台	し や 幕	1 張	770	
	大 黒 幕	〃	770	
	暗 転 幕	〃	770	
	松 羽 目	1 式	1,180	
	所 作 台	1 枚	360	
	つ り バ ト ン	1 本	190	
大・小ホ ール舞台 共通	開 き 足	1 脚	190	
	箱 足	1 個	190	
	メ ク リ 台	1 台	110	
	人 形 立 て	1 本	190	
	平 台 (中)	1 台	240	
	平 台 (小)	〃	120	
	階 段 (大)	〃	370	
	階 段 (小)	〃	120	
	山 台 用 毛 せ ん	1 枚	770	
	山 台 用 座 布 団	〃	240	

	上敷き	1巻	1,180	
	金びょうぶ	半双	1,180	
	銀びょうぶ	〃	1,180	
	鳥の子びょうぶ	〃	1,180	
	大太鼓	1個	1,180	
	指揮台	1台	420	指揮者用譜面台付き
	譜面台	1本	190	
	譜面台用ランプ	1個	190	
	オーケストラ用椅子	1脚	110	
	討議用テーブル	1卓	1,180	
	演台(中)	〃	1,180	花台付き
	演台(座)	〃	1,180	
	解説台(立)	〃	1,020	
	解説台(座)	〃	660	
	長机	〃	240	
	姿見	1面	1,180	
大ホール 照明	調光装置	1式	7,180	
	作業灯	〃	1,180	
	反射板ライト	〃	3,560	
	ボーダーライト	1列	1,180	カラーフィルターを含まない。
	アッパーホリゾントライト	〃	2,380	〃
	ロアーホリゾントライト	〃	2,380	〃
	フットライト	〃	1,180	〃
	ピンスポットライト	1台	3,630	〃
	スポットライト(2キロワット以上)	〃	360	〃
小ホール 照明	調光装置	1式	3,630	
	作業灯	〃	770	
	ボーダーライト	1列	770	カラーフィルターを含まない。
	アッパーホリゾントライト	〃	770	〃
	ロアーホリゾントライト	〃	770	〃
	ピンスポットライト	1台	1,150	〃
大・小ホール 照明 共通	ストリップライト(1.8メートル)	1本	420	カラーフィルターを含まない。
	スタンド	〃	240	
	R型ベース	〃	190	
	エフェクトマシンA	1台	1,420	スポットライト付き
	エフェクトマシンB	〃	1,180	
	ストロボスコープ	〃	2,380	
	ミラーボール	〃	1,180	
	ブラックライト	1本	420	
	スライドキャリア	1個	770	
	種板	1枚	310	
	サキダマ	1個	240	
	スポットライト(1キロワット以上2キロワット未満)	1台	240	カラーフィルターを含まない。
	スポットライト(1キロワット未満)	〃	160	〃
映写	映写機16ミリ(大ホール)	1台	6,010	
	映写機16ミリ(小ホール)	〃	4,810	

	ス ラ イ ド 機	〃	1,180		
	オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,180		
	可搬式映写スクリーン	1式	420		
大ホール 音響	拡 声 装 置	1式	7,190	アナウンスマイク付き	
	エ レ ベ ー タ ー	1基	1,180		
	効 果 用 ス ピ ー カ ー	1台	770		
	マ ル チ シ ス テ ム	1式	7,490		
小ホール 音響	拡 声 装 置	1式	3,630	アナウンスマイク付き	
	マ ル チ シ ス テ ム	〃	2,500		
大・小ホ ール音響 共通	ワイヤレス送受信装置	1チャンネル	2,380		
	C D プ レ イ ヤ ー	1台	1,180		
	イ ン カ ム セ ッ ト	〃	1,180		
	オープン式テープレコーダー	〃	1,960		
	カセット式テープレコーダー	〃	1,180		
	M D デ ッ キ	〃	1,180		
	D A T	〃	1,960		
	1 6 C H コ ン ソ ー ル	1式	2,030		
	8 C H コ ン ソ ー ル	〃	1,090		
	モニタースピーカー (大)	1台	2,250		
	モニタースピーカー (中)	〃	1,490		
	モニタースピーカー (小)	〃	1,020		
	マ イ ク ロ ホ ン	1本	1,180		
	マ イ ク ス タ ン ド	〃	420		
	特 殊 機 器	1台	1,490		
	持込機器用テーブル	〃	770		
	ス ピ ー カ ー 台	〃	1,020		
	楽器	スタンウェイピアノ	1台	14,400	
		ベーゼンドルファーピアノ	〃	9,630	
国産グランドピアノ		〃	4,810		
アップライトピアノ		〃	3,630		
ギャラリー	展 示 パ ネ ル	1枚	190		
	展 示 品 置 台	1台	100		
	ス ポ ッ ト ラ イ ト	〃	210		
その他共 通	移 動 用 拡 声 装 置	1式	2,960		
	レ ー ザ ー ポ イ ン タ ー	1個	160		
	自 立 式 展 示 パ ネ ル	1枚	60		
持込み機 器	照 明 機 器	1キロワット	160		
	音 響 機 器	1口	160		
	そ の 他	1台	160	1キロワット以内	

注 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回とする。

2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（第10条に係る場合に限る。）は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。